

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第185回）議事録

1 日時 令和7年2月13日（木）14:00～15:02

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

高田 潤一（分科会長）、長谷山 美紀（分科会長代理）、伊丹 誠、  
井上 由里子、今井 朝子、大柴 小枝子、國領 二郎、高橋 利枝、  
増田 悦子（以上9名）

（2）専門委員（敬称略）

石上 忍（以上1名）

（3）総務省

<国際戦略局>

竹村 晃一（国際戦略局長）、近藤 玲子（官房審議官）

<情報流通行政局>

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、増原 知宏（放送政策課室長）

<総合通信基盤局>

電波部

萩原 直彦（電波部長）、中村 裕治（電波政策課長）、

武藤 聖（電波環境課長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

#### 4 議 題

##### (1) 答申案件

「放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件」のうち  
「必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件」について

【令和 6 年 7 月 2 日付け諮問第 2047 号】

##### (2) 諮問案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

【令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第 30 号】

##### (3) 議決案件

「情報通信技術分科会における委員会の設置」の一部改正について

##### (4) 報告案件

CISPR 会議の審議結果について

## 開 会

○高田分科会長 　ただいまから情報通信審議会第185回情報通信技術分科会を開催いたします。

　このたび、互選によりまして分科会長を務め分科会長を務めさせていただくことになりました高田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

　それでは、議事に入る前に当分科会の新体制につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○片山総合通信管理室長 　事務局の総合通信管理室長の片山です。

　委員改選による情報通信技術分科会の新体制について御説明いたします。

　情報通信審議会委員の任期満了に伴う改選が本年1月6日に行われ、総務大臣から分科会に所属委員の指名が行われました。引き続き、分科会所属委員による分科会長の互選が行われ、高田委員が分科会長に選任されました。また、高田分科会長から分科会長代理として長谷山委員が指名されました。

　今回5名の委員の交代があり、尾家元分科会長、森川元分科会長代理、上條委員、三瓶委員、平野委員が御退任され、新たに今井委員、大柴委員、加藤委員、丹委員、藤井委員が御就任されました。

　事務局からは以上でございます。

○高田分科会長 　御説明ありがとうございます。分科会の会長代理をお願いしております長谷山委員、それから、当分科会所属の委員の皆様、これからよろしくお願いいいたします。

　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は答申案件が1件、諮問案件が1件、議決案件が1件、報告案件が1件です。

　本日はW e b会議にて会議を開催しておりますが、現時点で委員14名中8名が出席し、定足数を満たしております。

## 議 題

(1) 答申案件

「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件のうち、必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件について

【令和6年7月2日付け諮問第2047号】

○高田分科会長　それでは、初めに令和6年7月2日付諮問第2047号「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件のうち、必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件について」、伊丹主査から御説明をお願いいたします。

○伊丹主査　放送システム委員会の主査を務めております伊丹でございます。

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件のうち、必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件について、放送システム委員会での検討結果を御報告いたします。

本日は資料185-1-1、放送システム委員会報告の概要に沿って御説明いたします。

2ページ目に検討の概要をまとめています。昨年7月、放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件について諮問がなされ、放送システム委員会において検討することとされました。これを受けて委員会では、学識経験者、NHK、民間配信事業者、電気通信事業者などから成るNHK配信用設備作業班を設置して検討を行ってまいりました。

作業班の構成は、本資料の最後にスライドにまとめておりますが、御紹介は割愛いたします。

検討の経緯といたしましては、昨年7月に作業班を設置した後、5回にわたる作業班での検討を経て、11月に委員会報告案を取りまとめました。その後、本年1月6日までパブリックコメントを実施し、提出された御意見も踏まえて、1月28日の委員会において報告を取りまとめました。

3ページ目を御覧ください。報告書は5章構成といたしまして、第1章では、NHKのインターネット配信が必須業務化された経緯や、技術的条件の検討に至る経緯。第2章では、NHKや関係事業者における配信の現状についてまとめております。これを踏まえ、第3章で技術的条件の検討に当たっての考え方を整理した上で、第4章に技術的条件をまとめました。また、第5章では、今後の課題等を提示してしております。具体的な報告書の概要につきましては、委員会事務局より説明をお願いいたします。

○増原放送政策課室長 4 ページ目を御覧ください。報告書の第 1 章では検討の背景をまとめております。

本スライドは、昨年 7 月の情報通信技術分科会において諮問の御説明を行ったものと同じものでございます。近年、インターネットが国民・視聴者の主な情報入手手段として利用されるなど、放送の視聴環境の変化を受け、昨年の通常国会におきまして放送の改正が行われまして、NHKのインターネット配信が任意業務から必須業務に位置づけられたこと。それに伴い、NHKの配信用設備について技術基準を定める必要があることといった検討の背景を記載しております。

5 ページから 8 ページまでは、配信サービスの現状をまとめております。作業班では、NHKをはじめTVer、radikoのような配信事業者、SIやCDN事業者からも、配信の現状についてプレゼンをいただきまして、報告書の第 2 章にまとめておりますが、今回は時間の都合もございまして、NHKが実施している配信の現状を中心に記載しております。

NHKは国内放送、国際放送を実施しておりまして、それぞれテレビ放送、ラジオ放送を行っています。このスライドでは、放送の種別ごとにどのような形態で同時配信、見逃し・聴き流し配信を行っているかを一覧としてまとめております。

改正後の放送法では、原則として、全ての放送番組の同時配信、見逃し配信が必須業務化されますが、設備投資の平準化や権利処理の関係から、配信の実施のためなお準備または検討を要するものとして、総務大臣が指定するものについては、当面配信が猶予される予定となっております。

6 ページ目を御覧ください。NHKにおける現行の配信用設備の一部を例示しております。これ以外の配信用設備については、報告書の参考資料 1 を御参照いただければと思いますが、ここに挙げたものだけでも、NHKが現在行っている配信では、放送等の種別ごとに設備構成が異なっており、配信を実現する多数の装置・機能がオンプレミス環境、クラウド環境にわたって複雑に構成されていることが見てとれるかと思っております。

7 ページ目を御覧ください。現行の配信用設備に係る安全・信頼性対策の取組状況をまとめております。表の左側、縦軸に現状の放送設備に係る安全・信頼性対策が並んでおりまして、横軸にオンプレ設備、クラウド設備、ネットワーク回線、CDN、認証といった配信の設備の種類ごとに取組状況をまとめております。

御覧のように、放送設備の安全・信頼対策に準じた対策が行われており、クラウドや

ネットワーク回線、CDN等、他社の設備を利用するものについては、提供事業者における取組を踏まえた上で運用が行われております。

8 ページ目を御覧ください。現行の配信品質をまとめておりますが、こちらも縦軸に地デジやIP再放送の品質基準を並べております。配信の種類や視聴端末に応じて、品質を切り替えて配信が行われていることが、御覧いただけるかと存じます。

9 ページ目を御覧ください。この後、16 ページまで、報告書、第3章の技術的条件の考え方、第4章の技術的条件の内容をまとめて記載しております。

まず、技術的条件の検討事項としましては、大きく3点ございます。1点目が配信用設備の装置及びネットワークの構成、どこからどこまでが技術基準の対象とするか、耐震用設備の範囲を検討しました。

2点目が、配信用設備の安全性・信頼性を確保するための措置、配信用設備の安定的な運用を確保するための措置を検討しました。

3点目が配信の品質の水準、インターネットを通じて放送番組を配信するに当たって、どのような品質を確保するのかを検討しました。これら技術的条件の検討に当たって初めに基本方針を整理しております。

1つ目の柱として、以下の4点を考慮した上で適切な水準を設定することとしております。1点目は今回法定された同時配信、見逃し・聞き逃し配信、番組関連情報の配信といった必要的配信業務は、NHKの放送番組を、テレビ端末等を有しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、必須業務として位置づけられていること。つまり、必須業務として位置づけられたことによって、安定的な配信を実現するために一定の規律を課すことが必要であること。

一方、2点目としまして、配信用設備は放送設備と異なり、自ら設置する設備以外にも、データセンターやクラウド、専用線等、他者から設備・サービスの提供を受けて利用する設備等、設置主体や管理主体が異なる設備が混在しており、このような観点も踏まえて規律を課す必要があります。

また、3点目として、配信は視聴者が選択するインターネット回線を通じ、スマホやタブレット、パソコン、スマートテレビなど、様々な視聴端末に対して提供されるものであり、配信側が管理し得ない、多様な視聴環境に対応することが求められます。

さらに4点目として、インターネットはデファクトスタンダードで技術が入れ替わっていくため、こうした技術の進展に対応するための柔軟性を確保することも重要でござ

います。

2つ目の柱として、現在でも民放やTVer、radikoといった民間の配信事業者が配信を行っております。これらの配信事業は事業者自らの企業努力と責任によって、技術面・品質面・運用面で安定的なサービスを提供しており、こうした活動に制約を課すことがないよう留意することを掲げております。

10ページ目を御覧ください。検討事項の1点目、配信用設備の範囲に関する考え方をまとめております。配信用設備については、先ほど御覧いただいたような放送の種別ごとに設備の構成が異なっていることに加え、将来的な構成の見直しなども想定されます。

このため、現行の設備を個別具体的に規定することは現実的ではなく、配信用設備として機能面に着目して、一定程度のまとまりで包括的に設備を整理しております。具体的には、放送番組の取得、調整、保存など、配信の中核的な機能を担う配信基盤、配信基盤と各種設備を接続するための配信番組等中継回線、それから、いわゆるコンテンツデリバリーネットワークに当たる配信番組等伝送網、そして、受信契約の有無等、配信の利用に必要な情報及び権限等を確認するための認証基盤、この4つを配信用設備として整理しております。

また、これらの配信用設備に係る記述は、NHKによる必要的配信業務の継続的かつ安定的な提供を確保するために設けられており、NHKが主体的に実施する配信を行うための「配信用設備」につきましては、当然に規律の対象と考えておりますが、NHK以外の者がNHKから放送番組等の提供を受けて行う配信に用いる設備につきましては、配信用設備の対象外とすると整理をしております。

11ページを御覧ください。このスライドでは、ただいま説明した配信用設備の範囲のイメージをお示ししております。図の左側、配信の上流側には放送設備である番組送出設備や番組制作、編集に必要な設備がありますが、放送設備については、既に放送法に基づく技術基準が課せられていることなどから、規律の対象外としております。

また、図の右側、配信の下流では、インターネットを通じて視聴者に配信が届けられますが、この部分についてはNHKが管理し得ないところであり、こちらも規律の対象外としております。

12ページを御覧ください。ここから3ページにわたって検討事項の2点目、安全・信頼性基準に関する考え方と技術的条件をまとめております。先ほど来申し上げており

ますように配信設備は、NHKが自ら設置する設備のほか、他者が設置する設備等を利用することが想定されております。このため、設備の設置主体や管理主体に応じて規律を課すことが適当としております。

まず、NHKが自ら設置するオンプレ設備や、クラウド上でNHKが主体的に管理運用するアプリケーションについては、基幹放送設備の技術基準に準じて規定することとしております。

下の表を御覧ください。表の左側には措置項目、真ん中に配信用設備の取るべき措置内容、右側には、参考として放送設備の措置内容を記載しております。措置項目のところに※1と記載しているのが、オンプレ設備に適用されるもの。※2と記載しているものが、他者のクラウド上でNHKが運用するアプリ、つまりソフトウェア的に措置すべきものでございます。基本的に放送設備に求められる措置を準用しておりますが、例えば、故障検出の2つ目、放送設備では、故障検出機能を備えることができない場合は、目視や聴音により検出することとなっておりますが、サーバー上に実装される配信では、目視や聴音での検出は想定されないため、配信用設備では準用しておりません。

同様に、このページの一番下、送信空中線に起因する誘導対策についても規定しないこととしております。

13ページ目でございます。安全性・信頼性基準に関する考え方の続きでございますが、ここでも屋外設備につきましては、配信設備が屋外に設置されることが想定されていないことから、規定しないとしております。

14ページ、ここでは宇宙線対策につきまして、こちらも人工衛星に対する対策でございますので、規定しないとしております。その一方で、配信特有の対策についても検討いたしまして、アクセス集中対策というものを新たに規定しております。

ここまでは、NHKが直接管理する設備やアプリケーションに関する措置ですが、クラウド設備そのものですか、CDNあるいは専用線といった他者が設置する設備・サービスの利用については、直接これらの事業者や設備に対して措置を求めるのではなく、NHKに対して、配信用設備の適切かつ確実に運用するための措置、例えば適切な運用能力を持っているかの確認や、設備の運用について適切な監督を行うための措置、必要に応じて契約の変更・解除等を講ずるための措置を求めることとしております。

15ページを御覧ください。ここでは検討事項の3点目、配信の品質基準に関する考え方と技術的条件をまとめております。放送法では、基幹放送の品質とできる限り同等

の水準であるようにすることと規定されていることを踏まえまして、少なくとも基幹放送の品質とできる限り同等と言える程度の品質を規定することが必要としております。

なお、ラジオ放送はアナログ放送であるため、デジタルでの配信と同等性をどのように定めるかが論点としてありましたが、現行の配信における品質が受容されていると考えられることから、現行の品質を前提に地上デジタルテレビジョン放送の音声品質も参考としつつ、検討しております。具体的な技術的条件については、中段に映像信号と音声信号という形でまとめております。

右側に点線囲みで示しておりますように、多様な視聴環境や技術の進展に柔軟に対応できるよう、配信の実態に照らして合理的と認められる場合は、お示した品質以外も許容することとしております。

下側に移りまして、将来的な技術の進展や視聴端末の多様性を考慮しまして、符号化方式や多重化方式、色域等については規定しないこととしております。

それから、遅延に関しても論点となりましたが、配信用設備における処理遅延や、受診側における伝送遅延や処理遅延など様々な遅延が発生するものの、設備の処理能力ですとか伝送環境等による不確定要素がある中で、遅延について規定することは困難ではないかと結論づけられております。

16ページを御覧ください。今し方、御説明した品質基準について、地上デジタルテレビジョン放送やIP放送、IP再放送の品質基準と、今回の配信に係る品質基準について並べて整理したものでございます。配信用設備の技術的条件としては、地上デジタル放送やIP再放送を参考にしつつ、インターネットを利用する配信の特性を考慮して、必要最低限の規定とするとともに、配信の実態と照らして合理的と認められる場合には、規定した品質以外も柔軟に許容することとしております。

最後、17ページを御覧ください。今後の検討課題として、報告書の第5章に当たる部分を記載しておりまして、3点挙げられております。1点目、衛星放送番組の配信について。改正後の放送法では、NHKは原則として全ての放送番組について同時配信、見逃し配信を行うこととなっております。衛星放送番組については、スポーツ中継や映画などが多いという番組編成の特性上、権利処理の都合から、同時配信、見逃し配信が現在行われておらず、また、当分の間、配信が猶予される予定でございます。衛星放送では、4K8K番組の放送も行われておりますが、これらを含めた衛星放送番組の配信品質につきましても、別途NHKにおける配信のめどが立った時点での技術動向も考慮

しつつ、改めて検討するとしております。

2点目、配信の停止その他の重大な事故でございます。放送においては、設備の規模等に応じて、15分あるいは2時間といった形で放送が停止した場合に、重大な事故として総務大臣への報告義務が課せられております。配信でも同様に配信用設備等に起因する重大な事故が発生した場合に、総務大臣への報告義務が課せられておりますが、重大な事故の規模は、総務省令で定めることとされております。

このため今後、総務省において事故の規模を検討する際に、インターネットを活用するという配信の特性を念頭に置きつつ、電気通信事業法上の重大な事故の規模も参考とした上で、適切な規模を定めることが求められるとしております。

3点目、継続的かつ安定的な配信に向けた取組です。今回の検討では、配信用設備に係る技術的条件ということで、NHKが提供する視聴アプリについては、規制の対象としておりません。一方で、技術の進展に応じて、配信の方式が変わることもあり得ますので、NHKに対しては配信用設備の運用に合わせて、広く一般に適切な視聴アプリの提供に努めることを期待するとしております。

また、適切な個人情報の取扱いの範囲で、エンドユーザーの端末環境を含めたQoEを把握して、将来的な視聴アプリ等の改修や新規技術の採用へ活用することや、そもそもQoEの測定指標や測定方法について、一般的なものがございますので、NHKが配信を行う中で知見が重ねられ、よりよい視聴環境が提供されることを期待するとしております。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に現在までのところ、お申出はありませんが、私から一つだけ確認させていただきたいことがあります。技術的な観点ではないので適切な質問かどうか分かりませんが、最後の17ページの衛星放送の配信に関連してお伺いします。改正後の放送法では、NHKは、原則としてすべての放送番組について配信を行うということになっているということですが、番組編成の特性上、スポーツ中継や映画について、権利処理の問題がある場合には配信猶予されることとなっていると書かれております。この点については衛星放送だけでなく地上放送についても同様なのかどうか、確認させてください。

○増原放送政策課室長 放送政策課でございます。分科会長の御理解のとおりでございます。猶予と申しますか、必須業務の規定の書きぶりとしまして、協会は、放送する全ての放送番組について放送と同時、または総務省令で定める期間、総務省令は既に定めておきまして、1週間でございますけれども、定める期間が経過するまでの間、放送番組の配信を行うことが必須業務としておりますが、括弧書きでちょっと例外がございまして、著作権法上に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から、配信の許諾を得ることができなかったもの、その他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものは除くとしておりますので、分科会長御指摘のとおりで、今の地上放送の配信であっても権利処理の関係で配信ができないものというものはあり得るということでございますけれども、総務省としましては、今回必須業務となったことを踏まえて、そういった権利処理についてもしっかりとNHKについて取り組んでいただいて、蓋かぶせ等がないようにはしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高田分科会長 承知いたしました。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。それでは、ほかにも御意見、御質問ないようでしたら、定足数を満たしておりますので、本件は答申書（案）、資料185-1-3のとおり一部答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

それでは、特にないようですので、資料185-1-3の答申書（案）のとおり一部答申することといたします。ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○豊嶋情報流通行政局長 情報流通行政局長の豊嶋でございます。本日は必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件につきまして、一部答申をいただきまして、誠にありがとうございます。

本件は、先ほど説明がありましたとおり、本年10月から開始されるNHKの必須的配信業務における安全性・信頼性の確保や、配信の品質につきまして、インターネットを利用する配信の特性を踏まえた技術的条件をお示しいただいたものでございます。

総務省としましては、本日の一部答申を受けまして、速やかに制度整備に取り組んでまいりたいと思っております。また、これによりまして、NHKにおける必要的配信の継続的かつ安定的な提供につながるということを期待しております。

高田分科会長をはじめ分科会委員の皆様、本報告書を取りまとめていただきました放送システム委員会の伊丹主査、NHK配信用設備作業班の江崎主任をはじめ関係の皆様  
に厚く御礼を申し上げます。今後とも情報通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしく  
お願いをいたします。本日は誠にありがとうございました。

○高田分科会長 ありがとうございます。

## (2) 諮問案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

○高田分科会長 続きまして諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の  
推進の在り方」について審議いたします。

本件は2月3日に、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日受けで情報通信審  
議会議事規則第10条第4項の規定により、当部会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。それでは、お手元の資料185-2-2  
に基づきまして、御説明をさせていただきます。電波政策課長でございます。

1ページ目、御覧をいただければと思います。初めに諮問の背景でございます。申し  
上げるまでもなく、電波の利用に関しましては海上ですとかあるいは空域、あるいは宇  
宙といったように、あらゆる空間でのこの電波の利用が進展をしてきているというところ  
でございます。

また、分野に関しましては、モビリティの分野ですとか農業、医療といったように、  
こちらにつきましても、やはりあらゆる分野での電波の利活用が進展をしてきていると  
いう状況でございます。このように、地域課題の解決ですとかあるいは新しいイノベー  
ション、マーケットの創出を通じた経済の成長、それから安全保障といったような観点  
も含めまして、電波が重要な社会インフラとしての役割を担ってきているという状況で  
ございます。

他方で、電波は御案内のとおり、有限な資源でございますので、電波の利用状況です  
とか電波の利用ニーズ、あるいはその最新の技術トレンドといったようなことも踏まえ  
まして、周波数の割当てあるいは周波数の移行・再編・共用といったようなことを適正

かつ効率的に実施するなど、タイムリーで的確な電波行政の遂行が必要になってきているところでございます。

こうした背景の下、情報通信審議会に対しまして、社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方について、諮問をさせていただいたというところでございます。その下、検討事項につきましては、後ほどまた触れさせていただければと思います。

スケジュールでございますが、先ほど分科会長からございましたとおり、2月3日に情報通信審議会に諮問をさせていただきまして、同日の総会におきまして、この技術分科会に付託をしていただいたというところでございます。

2 ページ目、お願いをいたします。この次の議題とも関係をいたしますが、今回の諮問に関する事項を審議するために、この情報通信技術分科会の下に新たな検討体制といたしまして、委員会を設けて御議論を頂戴できればと考えておるところでございます。

この新しい委員会に関しましては、できましたら、3月頃から検討を開始させていただきまして、夏頃から順次可能なものより一部答申をしていくというようなスケジュール感で考えているところでございます。

3 ページ目は、主な検討事項でございます。一番上の箱にございますが、電波の有効利用に関します基本的な政策の方向性につきまして、御議論いただきながら、(2) 免許制度等というところでは、例えば簡素で迅速な免許制度の整備、あるいは無線従事者資格制度の見直しといったようなこと、それから、その次の周波数割当てというところでは、ミリ波をはじめとした高い周波数の活用、促進を目的としたような周波数の割当て、さらには共用技術の進展といったようなことを踏まえました、電波の干渉調整の仕組みの整備といったようなこと。その次の無線利用ビジネスという観点で申し上げますと、効果的で効率的なワイヤレスインフラの整備の在り方、あるいは宇宙ビジネスといったような新しい電波利用産業への支援の在り方といったようなことも課題になってこようかと思っております。

また、その次、利用環境というところでございますが、電波の利用の進展に伴いまして、電波の監視の在り方ですとか電波の安全性に関する研究などの在り方の見直し、さらには、災害に強い無線システム環境の整備の推進といったようなこと、また一番下でございますが、その他といたしまして、電波利用料の用途の在り方といったようなこと、こういったようなことにつきまして、御検討を頂戴できればというふうに想定をしているところでございます。

なお、3日の情報通信審議会総会におきましては、この諮問に関しましては、幾つかの御意見、コメントを頂戴したところでございますが、例えば、電波だけの話ではなくて、サービスですとか電波の利活用といったようなことも含めた連携、これをきちんと考える必要があるといったような御意見。あるいはその新ビジネスが創出されなければ、この富は国に落ちてこないというような観点が大事だといったようなことですか、どういった社会がこの先につながっていくのかといったような新しい未来像といったようなことも含めてきちんと考えていく必要があるといったような御指摘。さらには日本中どこでもきちんと電波が使えるような状態を実現することが非常に重要であるといったような御意見ですとか、災害が起こったときに、電波が逼迫して使えませんかあるいはつながりませんといったような状態が起こらないような方策をきちんと考えていく必要があるといったような御意見も頂戴したところでございますので、こういったような観点も含めまして、御議論を頂戴できればと考えてございます。

簡単でございますが、事務局から以上でございます。よろしく願いいたします。

- 高田分科会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見ございましたら、チャット機能にてお申出ください。よろしく願いいたします。國領委員、お願いいたします。
- 國領委員 御説明ありがとうございました。事前配付された資料に4ページ目というのがありまして、WX推進戦略アクションプランというのがございますけども、今回の検討は、基本的にこれに沿ったような形になるという理解でよろしいでしょうか。
- 高田分科会長 事務局から御回答をお願いいたします。
- 中村電波政策課長 説明が不足しておりまして、大変失礼をいたしました。この4ページ目にお示しをさせていただきましたWX推進戦略アクションプランというところでございますが、一昨年の中から昨年の夏にかけて、総務省の中で、この電波に関する懇談会を開催させていただきまして、昨年の8月末に、こういったようなWX推進戦略アクションプランといったようなことで、大きな方向性として、お取りまとめをいただいたというものでございます。

國領委員から御指摘を頂戴しましたように、基本的には、ここで御提言をいただきました内容に沿いまして、免許制度をはじめといたしまして、電波利用の急拡大への対応、それから、周波数の移行・再編・共用の在り方、安全・安心で安定的に電波が利用できるような環境の整備といった大きな柱、こういったようなことを少しベースにしなが

これからそれぞれの課題につきまして御議論を頂戴できればと考えてございます。

以上でございます。

○國領委員 分かりました、ありがとうございます。

○高田分科会長 ありがとうございます。今井委員からチャットで御質問いただいておりますが、今井委員から直接、ここの御質問の趣旨について御発言いただいてもよろしいでしょうか。

○今井委員 先ほどNHKの基盤整備を進めるという話ございましたけれども、やはり情報を伝達するという上では、今回のこの電波に関する災害への対応というのが反映されるべきであると思うのですが、その順番としては、どのような状態になっているのか教えていただけますか。私もまだここは専門分野ではないので、最新の電波の利用である災害への対応の対策というのが、NHKの基盤整備のほうに反映されるのであるのかということをお伺いできればと思いました。よろしく願いいたします。

○高田分科会長 それでは、総務省から御回答をお願いいたします。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。先ほどのこの資料のページ4をもう1回表示いただけますでしょうか。この右下のところに、ワイヤレスネットワークを安全・安心に、安定して利用できるような環境の整備といったようなことを触れさせていただいております。

例えばといたしまして、携帯電話基地局の耐災害性強化策を速やかに検討するといったようなことに触れてございます。昨年の能登半島地震、ここでの教訓といったようなことも踏まえまして、携帯電話基地局の強靱化をいかに進めるかといったようなことを少し例示的に書かせていただいておりますが、当然、放送の設備に関しましても、どうやったら災害に強いような放送設備を実現できるのかといったようなことも論点になってこよやかなというふうに思っておりますし、実際、現在も電波利用料を活用いたしまして、この放送の設備につきましても耐災害性の強化に関する支援策といったようなことも打ち出しているところでございます。加えまして、災害時にこういった移動通信機器を貸出しできるのか、自治体に速やかに整備できるのか、こういったようなことも論点になってこよやかなというふうに思っております。

通信の関係、それから放送の関係含めまして、このワイヤレスというような観点で、どうやったら本当に災害のときでも使えるような設備を実現できるのか、あるいはサポ

ートする方策を実現できるのか、こういったようなことも放送の関係の部局とも連携しながら進めていければと考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○今井委員　ありがとうございました。

○高田分科会長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

私から1点確認させていただきたいのですが、先ほど4ページ、電波政策懇談会の報告に基づいてというお話がありました。今回、新たに設置される本委員会の審議内容の多くは、これまで電波政策懇談会で議論されていた内容と重複しているように見受けま  
す。常設的に課題を議論するために委員会を新たに設置するという位置づけで理解して  
よろしいでしょうか。

○中村電波政策課長　分科会長、御指摘のとおり、基本的にはこのページ4で掲げてご  
ざいますような課題につきまして、少し中長期的な観点も含めて、じっくりと御検討い  
ただく場といたしまして、新しい委員会のほうで御議論を頂戴できればなど考えておる  
ところでございます。

○高田分科会長　どうもありがとうございました。よく分かりました。そのほかに御質  
問、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、定足数も満足しておりますので、ただいまの説  
明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。もし御異議がある場合はチャ  
ット機能でお申出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本件諮問については、審議を進めることといたします。ありがとうございました。

### (3) 議決案件

「情報通信技術分科会における委員会の設置」の一部改正について

○高田分科会長　次の議題に移ります。続いて議決案件に移らせていただきます。「情  
報通信技術分科会における委員会の設置」の一部改正について審議をいたします。

ただいま総務省から御説明あったように、「社会環境の変化に対応した電波有効利用  
の推進の在り方」の審議を進めるに当たって、審議すべき事項を分割して調査する新た  
な委員会を置いてはいかがかと思ます。この委員会の設置については、情報通信審議

会議事規則第10条第7項の規定により分科会決定を行う必要があります。

本件につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○片山総合通信管理室長　事務局の片山です。それでは、事務局より御説明いたします。  
資料185-3を御覧ください。

先ほど御審議いただきました令和7年2月3日付、諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」につきまして、専門的かつ効率的に調査検討を進めていただくために、本分科会の下に新たに委員会を設置することを御提案申し上げます。

新たな委員会の名称は、電波有効利用委員会といたしまして、所掌は社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関する事項としております。

2ページ目に新旧対照表、3ページ目、4ページ目に参考として溶け込み版の資料をおつけしております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高田分科会長　御説明ありがとうございます。ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申出ください。

特に御質問、御意見ないようですが、それでは、定足数を満たしておりますので、ただいま事務局から御提案ありましたとおり、諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」の調査・検討のため、電波有効利用委員会を新たに設置することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合にはチャット機能にてお申出ください。

それでは、特に御異議ありませんのでそのように決定させていただきます。

本委員会の主査、構成員につきましては、分科会長が指名することとなっております。

本委員会の主査につきましては、本分科会の藤井委員にお願いするとともに、専門委員にも御出席いただいて調査・検討を進めていただきたいと思います。なお、本委員会の構成員名簿については、後ほど審議会事務局から委員の皆様へ送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。ありがとうございます。

#### (4) 報告案件

C I S P R会議の審議結果について

【昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号】

○高田分科会長 続いて報告案件に移らせていただきます。C I S P R会議の審議結果について、石上主査代理より御説明をお願いいたします。

○石上主査代理 電波利用環境委員会の主査代理を拝命しております東北学院大学の石上と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

C I S P R会議の審議結果につきまして、全文は資料185-4-2にございますけれども、スライド形式に概要をまとめました資料185-4-1に従って説明させていただきます。

本件は、11月の本分科会において一部答申をいただいたC I S P R会議対処方針に対する審議結果報告となります。

まず、1ページ目御覧ください。1のC I S P Rの説明、こちらにつきましては、11月に説明させていただいたものと同一ですので、割愛させていただきます。

今年度のC I S P R会議は、2の開催概要のとおり、11月5日から11月の15日までの間、ウェブ会議において開催されました。我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から39名が参加いたしました。ただし、ちょっと下に少しだけ書いてあるのですが、A小委員会とD小委員会は、まずA小委員会は10月21日から東京で、それから、D小委員会はブダペスト（ハンガリー）で11月14日から行われております。

続きまして、2ページ目御覧ください。総会の主な議題と審議結果について御説明申し上げます。今回の総会では、各国から90名の参加がありまして、複数の小委員会に関連する事項について、報告及び審議が行われました。

なお、説明の中でCDとかCDVとかという言葉が出てきます。これは標準化の段階を示す用語ですが、この説明につきましては、この資料の一番最後11ページの参考資料、C I S P R規格の制定手順というところがございますけれども、こちらを御覧いただければと思います。

早速ですが、御報告に入りますけれども、主な議題のまず1つ目でございます。40ギガヘルツまでの放射妨害波についてでございます。保護すべき無線通信において5Gはじめ高い周波数利用が進んでいます。それに合わせまして、40ギガヘルツまで拡張すべきというC I S P R内で合意がありまして、各小委員会で検討が進んでおります。

総会では、各小委員会から現状の報告が行われまして、A小委員会では、我が国から

一昨年ですか、43.5ギガヘルツまでの拡張の提案をさせていただいておまして、それについて再度議論が行われました。AHG7、8というのが実はその40ギガないし43.5ギガということで、AHGができていくわけですけど、そちらにおける審議結果により拡張するかどうかを決定しますということ、それまでは、40ギガヘルツまでを周波数上限とするということを決めたという報告がございました。

また、B小委員会では、1ギガヘルツから18ギガヘルツまでの許容値のうち、特に電子レンジに関して修正を検討する必要がある、次回会合で検討するという報告がございました。

D小委員会では自動車等の妨害波に関するCISPR12第7版は、現状どおり1ギガヘルツのままとすると。それから第8版で6ギガヘルツに拡張することが合意されたという報告がございました。

続きまして、3ページを御覧ください。2つ目は装置数の増加についてでございます。LEDなどの妨害源になり得る電子機器の普及によって、妨害源の密度が高まっているという状況を踏まえまして、検討が行われております。今回の総会では、そのためにつくられた、作業部会、ワーキンググループ4というのがございますけれども、そちらの検討状況についての報告がございました。

後ほど説明するH小委員会の結果報告にもございます妨害波許容値設定モデルというのがCISPRTR16-4-4というのがございますけれども、そのパラメータを基に装置数の増加に関するパラメータの抽出と、全体の放射電界に与える影響から、パラメータの見直しの必要性について、調査中という報告がございました。

また、電界の増加が無線業務に影響を及ぼす可能性のあるシナリオを幾つかリストアップしまして、CISPRTR16-4-4に記載されていない装置間の距離・ケーブルの長さなどのトピックに関係する可能性があるその他のパラメータについても、検討中ということが報告されております。

3つ目は、装置設置における迅速なエミッション確認法、ラピッドエミッションチェックというふうに英語で言っていますけれども、こちらでございます。今回の総会では、A小委員会に先立って開催されたJWG9というのがございます。これは幾つかの小委員会とのジョイントワーキングですけども、こちらでCD案の議論が継続されておまして、迅速なエミッション確認に取り組むためのフローチャート等の作成が行われております。

我が国からは伝導妨害波測定が必要となる事例について、ANNEX案、附属書や附則とも言いますが、案として提案しております、CD修正案に採用されることになっております。

また、A小委員会において、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てたCD案を準備中であるということが報告されました。であります、アメリカからまずDCを回付したほうがいいのではないかと提案がございまして、現在CIS/A/1462/DCという文書が回付中でございますけれども、そちらが今現在回付されているような状況でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。ここからは各小委員会の主な審議状況、それから審議結果となっております。まず、A小委員会ですけれども、先ほどからも少し出てきてはいるのですが、A小委員会は、測定装置、測定法に関する基本規格であるCISPR\_16シリーズというのを所掌しております。現在、メインピックは、18ギガヘルツから40ギガヘルツの妨害波測定装置と測定法の整備ということが挙げられております。総会の審議結果でも説明しましたとおり、放射妨害波の対象周波数を40ギガヘルツ、さらには我が国の提案に基づき43.5ギガヘルツまで拡大することが検討されております。

今回のA小委員会の総会では、測定用受信機の条件を定めるCISPR\_16-1-1というのがございますけれども、そちらについて40ギガヘルツまで使用を追加する改定案というのが、CDVに移行されることが決定されました。

また、アンテナの構成について定める16-1-6という規格がございまして、そちらについて、CDあるいはCDVが各国に回付するなどが決定されております。

続きまして、5ページを御覧ください。B小委員会は、ISM装置と呼ばれる工業・科学・医療に関する装置、または電車からの妨害波に関する規格を所掌しております、主な案件の1つ目として、ISM装置の妨害波に関する規格であるCISPR\_11の次の改定に向けた検討を挙げております。昨年2月に第7版が発行されておまして、次の第7.1版はEV用WPTに、それ以外の課題は第7.2版に、または第8版を目指して検討という形が進められております。

今回のB小委員会総会では、第7.2版以降の議題、課題に対してそれぞれタスクフォースがつくられて、検討が進められているということが報告されております。

主な案件の2つ目としては、CISPR\_37策定に向けた検討でございます。CI

S P R\_\_3 7は、装置の設置場所での測定法に関する新たな規格ということになります。すなわち I S M装置の中で大型、暗室の中に入れられないほど大きいとか、あるいは大電力を扱うものとか、そういったものの装置が、先ほど言いましたとおり暗室にも入らないということなので、最終設置場所で測定を個別に行うということになっております。

しかしながら、実際の設置場所での測定は周囲雑音の影響が当然出てきまして、それが測定の困難性を高めておりまして、その測定法の見直しというのが行われております。I E Cの規格策定では、5年過ぎたものは1回プロジェクトがリセットされ、0ステージに落ちるというルールになっているのですが、これが実はC I S P R 3 7の策定に際してちょっと引っかかっておりまして、実はこれ昨年リセットされてしまいまして、今回のB小委員会の総会では、それを再開する手順について各国に意見照会するという方針が決まりまして、プロジェクトの目標を国際規格 I Sとするか、あるいはT R、技術報告書にするか、または、T Sという技術仕様書とするということについて意見照会するということになっております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。主な案件の3つ目としてW P Tに関する、検討について説明いたします。先ほど説明したとおり、E V用のW P Tは、第7.1版で審議されることになっておりまして、課題を複数のフラグメントに分割して、順次文書化するということになりました。

これは我が国のE V用W P Tの高周波利用設備制度における型式指定の規格を元としたもので、今回のB小委員会総会では、第1から第3フラグメントで第7.1版を早期に作成する方針が了承されました。

また、I o T等への送電を目的とした空間伝送型W P Tにつきましては、早期に発行を目指す米国からの強い要請を受けまして、P A S、パスとも言っていますが、公開仕様書というのがございまして、これは国際規格ではないですけれども、それに準ずる文書ということで、これを発行する方針となっております。

また、B小委員会総会ではP A S\_\_3 8、番号として3 8番がついていますけれども、この発行を目指して、そのドラフトであるD P A S、ドラフトパスの発行手続が進められていることが報告されており、本年1月に回付されたところでございます。

続きまして、7ページ目御覧ください。次はF小委員会でございます。F小委員会は、いわゆる白物家電とか照明機器の妨害波に関する規格を所掌しておりまして、主な案件

として、家電機器に関するC I S P R\_\_1 4-1の改定を挙げております。

電子レンジは元々I S Mという分類がされておりました、C I S P R 1 1で許容値とか測定方法が規定されておりますが、先立ってI H調理器が家電機器であるということで、C I S P R\_\_1 1からC I S P R\_\_1 4-1に移管されたということがありまして、それと同様に、C I S P R\_\_1 4-1に電子レンジも移管するということが検討されております。

今回のF小委員会総会では、C I S P R\_\_1 4-1の次の改定である第7版修正1、7.1版のメンテナンスが既に開始されておりますことから、その次の第8版において、電子レンジを移管する方針となっております、委員会原案となるCD文書の審議が、C I S P R会議後のWG1の中間会議によって行われております。

続きまして、第8ページ目を御覧ください。H小委員会です。H小委員会は、他の小委員会で所掌していない、その他の製品における許容値に関する規格、いわゆる共通規格を所掌しております、主な案件として、妨害波許容値を決定するためのC I S P R\_\_T R 1 6-4-4の改定を挙げております。許容値の設定に当たって、無線機器と妨害波発生源の位置関係、それとそれぞれの周波数・時間帯の一致率、そういったものを考慮する必要がございます。C I S P R\_\_T R 1 6-4-4はそれらを数式により算出するモデルを定めておりました、これまでに様々な許容値などの設定に適用されております。

総会直後にT Rのドラフトである、いわゆるD T Rが発行されまして、本年1月に可決されております。また、総会の審議結果で説明しました40ギガヘルツまでの妨害波許容値設定モデルにつきましては、今回のH小委員会総会において共通エミッション規格への導入について、各国への意見照会中であるということが報告されました。その意見照会の結果、導入作業が開始されるということになっております。

最後、9ページ目を御覧ください。I小委員会はパソコンなど情報処理装置・マルチメディア機器・放送受信機の妨害波に関する規格を所掌しております、主な案件として、それらの機器に対する妨害波規格であるC I S P R\_\_3 2の第3版発行に向けた検討を挙げております。本プロジェクト、5年が経過したため、いわゆるゼロリセットというやつ、先ほどもちょっとB小委員会でもありましたけれども、そちらはリセットされてしましまして、改めて検討が再開されております。

今回のI小委員会総会ではその検討状況として、我が国が規格化を主導しているV H

F-LISNと呼ばれる屋内電力線を模擬にする装置、それから、振幅確率分布、APDを用いた妨害波評価法、そういったものが盛り込まれた委員会でのCDについて、総会後のメンテナンスチームにおいて審議されると報告がありました。

その後の審議の結果ですが、CDが発行されて、各国において今検討中となっております。今後はこれらが適切に反映されていくよう、引き続き積極的に対応していくということになります。

以上、CISPR会議の審議結果についての説明を終わります。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

特にお申出がないようですが、よろしいですか。事務局から配付いただいた資料には、D小委員会の報告というのも入っていたと思うのですが。

○石上主査代理 飛ばしてしまって申し訳ありません。D小委員会の報告を簡単にさせていただきます。

D小委員会、先ほども少しだけ出てきましたCISPR\_\_12の第7版の改定作業を今やっております、1回ゼロステージに戻ったのですが、CDVからの再スタートということで、今合意されようとしているような状況ということでございます。

課題としては、先ほどちょっと出ましたが、6ギガヘルツまで最終的に、現行では1ギガヘルツまで取りあえず、第7版では据え置いているのですが、第8版に向けては、6ギガヘルツまでとにかく拡大しようという話と、それから、試験サイトの評価法とか電動車両の件、そういったものが開始されているという話で、6ギガヘルツの拡大については、先ほどちょっと説明しましたとおり、第8版に入れようという話、それから、先ほど言いました試験サイトの検証といわゆる電動車両の課題については、今回のD小委員会では議論されておりません。今後の予定といたしましては、1回CISPR\_\_12がゼロステージになって、もう1回再スタートしたのですが、それが実はCDVがもう100%賛成で可決されたということで、もうFDISに進むということで合意されておまして、令和7年中にも新しいCISPR\_\_12が発行される予定ということでございます。

すみません、D小委員会の報告を飛ばしてしまって申し訳ありません。以上でございます。

- 高田分科会長　　ありがとうございました。今の追加の分も含めて御質問、御意見よろしいでしょうか。このD小委員会のスライドで確認したいのですが、6ギガまでの拡大の要望が多いことはよく理解できる一方で、まず1ギガまでの範囲を優先して進めたというのは、議論を維持する点の方に重きが置かれたということなんでしょうか。
- 石上主査代理　　そのように理解しております。やはり自動車はISO\_11452の規格もあり、各社でそこから派生した独自の規格、測定法等もあるので、そこをドラステックに変えるという形ではなくて、まずとにかく1ギガまでがっちりやって、次の段階で6ギガまで拡張というふうに理解しております。
- 高田分科会長　　どうもありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。
- それでは、こちら御報告になりますので、石上主査代理、ありがとうございました。
- 石上主査代理　　ありがとうございました。

## 閉　　会

- 高田分科会長　　以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かほかにございますか。事務局から何かございますか。
- 片山総合通信管理室長　　本日も御審議ありがとうございます。事務局から特にございません。
- 高田分科会長　　ありがとうございます。それでは、本日の会議はこれにて終了させていただきます。
- 次回の日程につきましては、事務局からまた御連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。
- 以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。